

福岡市公報

令和7年6月2日 第7149号

発行所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

目
次次
示

ページ

○国民健康保険料率（第136号）	1
○国民健康保険料を減額する額（第137号）	2
○国民健康保険料を減額する額（第138号）	5

公 告

○特定調達契約等に係る随意契約の相手方の決定（第171号）	5
○指定管理者の公募（第172号）	6
○指定管理者の公募（第173号）	8
○指定管理者の公募（第174号）	11
○指定管理者の公募（第175号）	14

交 通 局

○一般競争入札の実施（公告第16号）	16
○特定調達契約等に係る随意契約の相手方の決定（公告第17号）	17

告

示

福岡市告示第136号

福岡市国民健康保険条例（以下「条例」という。）第14条第1項、第14条の5の5第1項及び第14条の9第1項の規定に基づき、令和7年度の基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額の保険料率を次のように決定したので、条例第14条第3項（条例第14条の5の5第2項及び第14条の9第2項において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

令和7年6月2日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 基礎賦課額の保険料率

- (1) 条例第14条第1項第1号の基礎賦課額の所得割の保険料率 100分の5.96
- (2) 条例第14条第1項第2号の基礎賦課額の被保険者均等割の額 被保険者1人につき19,980円

(3) 条例第14条第1項第3号の基礎賦課額の世帯別平等割の額

ア 条例第14条第1項第3号アの世帯 被保険者の属する世帯1世帯につき18,863円

イ 条例第14条第1項第3号イの世帯 被保険者の属する世帯1世帯につき9,432円

ウ 条例第14条第1項第3号ウの世帯 被保険者の属する世帯1世帯につき14,148円

2 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率

(1) 条例第14条の5の5第1項第1号の後期高齢者支援金等賦課額の所得割の保険料率 100分の3.28

(2) 条例第14条の5の5第1項第2号の後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割の額 被保険者1人につき10,334円

(3) 条例第14条の5の5第1項第3号の後期高齢者支援金等賦課額の世帯別平等割の額

ア 条例第14条の5の5第1項第3号アの世帯 被保険者の属する世帯1世帯につき9,757円

イ 条例第14条の5の5第1項第3号イの世帯 被保険者の属する世帯1世帯につき4,879円

ウ 条例第14条の5の5第1項第3号ウの世帯 被保険者の属する世帯1世帯につき7,318円

3 介護納付金賦課額の保険料率

(1) 条例第14条の9第1項第1号の介護納付金賦課額の所得割の保険料率 100分の2.81

(2) 条例第14条の9第1項第2号の介護納付金賦課額の被保険者均等割の額 介護納付金賦課被保険者1人につき10,386円

(3) 条例第14条の9第1項第3号の介護納付金賦課額の世帯別平等割の額 介護納付金賦課被保険者の属する世帯1世帯につき7,912円

福岡市告示第137号

福岡市国民健康保険条例（以下「条例」という。）第18条の2第1項（同条第5項及び第6項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和7年度の保険料の基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額を減額する額を次のように決定したので、同条第4項（同条第5項及び第6項において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

令和7年6月2日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 基礎賦課額を減額する額

(1) 納付義務者が条例第18条の2第1項第1号に該当する場合

ア 条例第18条の2第1項第1号アの額 被保険者1人につき13,986円

イ 条例第18条の2第1項第1号イの額

-
- (ア) 条例第14条第1項第3号アの世帯 被保険者の属する世帯1世帯につき13,205円
- (イ) 条例第14条第1項第3号イの世帯 被保険者の属する世帯1世帯につき6,603円
- (ウ) 条例第14条第1項第3号ウの世帯 被保険者の属する世帯1世帯につき9,904円
- (2) 納付義務者が条例第18条の2第1項第2号に該当する場合
- ア 条例第18条の2第1項第2号アの額 被保険者1人につき9,990円
- イ 条例第18条の2第1項第2号イの額
- (ア) 条例第14条第1項第3号アの世帯 被保険者の属する世帯1世帯につき9,432円
- (イ) 条例第14条第1項第3号イの世帯 被保険者の属する世帯1世帯につき4,716円
- (ウ) 条例第14条第1項第3号ウの世帯 被保険者の属する世帯1世帯につき7,074円
- (3) 納付義務者が条例第18条の2第1項第3号に該当する場合
- ア 条例第18条の2第1項第3号アの額 被保険者1人につき3,996円
- イ 条例第18条の2第1項第3号イの額
- (ア) 条例第14条第1項第3号アの世帯 被保険者の属する世帯1世帯につき3,773円
- (イ) 条例第14条第1項第3号イの世帯 被保険者の属する世帯1世帯につき1,887円
- (ウ) 条例第14条第1項第3号ウの世帯 被保険者の属する世帯1世帯につき2,830円
- 2 後期高齢者支援金等賦課額を減額する額
- (1) 納付義務者が条例第18条の2第5項の規定により読み替えられた同条第1項第1号に該当する場合
- ア 条例第18条の2第1項第1号アの額 被保険者1人につき7,234円
- イ 条例第18条の2第1項第1号イの額
- (ア) 条例第14条の5の5第1項第3号アの世帯 被保険者の属する世帯1世帯につき6,830円
- (イ) 条例第14条の5の5第1項第3号イの世帯 被保険者の属する世帯1世帯につき3,416円
- (ウ) 条例第14条の5の5第1項第3号ウの世帯 被保険者の属する世帯1世帯につき5,123円
- (2) 納付義務者が条例第18条の2第5項の規定により読み替えられた同条第1項第2号
-

に該当する場合

ア 条例第18条の2第1項第2号アの額 被保険者1人につき5,167円

イ 条例第18条の2第1項第2号イの額

(ア) 条例第14条の5の5第1項第3号アの世帯 被保険者の属する世帯1世帯につき4,879円

(イ) 条例第14条の5の5第1項第3号イの世帯 被保険者の属する世帯1世帯につき2,440円

(ウ) 条例第14条の5の5第1項第3号ウの世帯 被保険者の属する世帯1世帯につき3,659円

(3) 納付義務者が条例第18条の2第5項の規定により読み替えられた同条第1項第3号に該当する場合

ア 条例第18条の2第1項第3号アの額 被保険者1人につき2,067円

イ 条例第18条の2第1項第3号イの額

(ア) 条例第14条の5の5第1項第3号アの世帯 被保険者の属する世帯1世帯につき1,952円

(イ) 条例第14条の5の5第1項第3号イの世帯 被保険者の属する世帯1世帯につき976円

(ウ) 条例第14条の5の5第1項第3号ウの世帯 被保険者の属する世帯1世帯につき1,464円

3 介護納付金賦課額を減額する額

(1) 納付義務者が条例第18条の2第6項の規定により読み替えられた同条第1項第1号に該当する場合

ア 条例第18条の2第1項第1号アの額 介護納付金賦課被保険者1人につき7,271円

イ 条例第18条の2第1項第1号イの額 介護納付金賦課被保険者の属する世帯1世帯につき5,539円

(2) 納付義務者が条例第18条の2第6項の規定により読み替えられた同条第1項第2号に該当する場合

ア 条例第18条の2第1項第2号アの額 介護納付金賦課被保険者1人につき5,193円

イ 条例第18条の2第1項第2号イの額 介護納付金賦課被保険者の属する世帯1世帯につき3,956円

(3) 納付義務者が条例第18条の2第6項の規定により読み替えられた同条第1項第3号に該当する場合

ア 条例第18条の2第1項第3号アの額 介護納付金賦課被保険者1人につき2,078円

- イ 条例第18条の2第1項第3号イの額 介護納付金賦課被保険者の属する世帯1世帯につき1,583円

福岡市告示第138号

福岡市国民健康保険条例（以下「条例」という。）第18条の4第1項及び第2項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和7年度の保険料の基礎賦課額の被保険者均等割額及び後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額を減額する額を次のように決定したので、同条第4項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

令和7年6月2日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 基礎賦課額の被保険者均等割額を減額する額

- (1) 条例第18条の4第1項第2号の額 被保険者1人につき9,990円

- (2) 条例第18条の4第2項第2号の額

ア 納付義務者が条例第18条の2第1項第1号に該当する場合 被保険者1人につき2,997円

イ 納付義務者が条例第18条の2第1項第2号に該当する場合 被保険者1人につき4,995円

ウ 納付義務者が条例第18条の2第1項第3号に該当する場合 被保険者1人につき7,992円

2 後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額を減額する額

- (1) 納付義務者が条例第18条の4第5項の規定により読み替えられた同条第1項第2号の額 被保険者1人につき5,167円

- (2) 納付義務者が条例第18条の4第5項の規定により読み替えられた同条第2項第2号の額

ア 納付義務者が条例第18条の2第1項第1号に該当する場合 被保険者1人につき1,550円

イ 納付義務者が条例第18条の2第1項第2号に該当する場合 被保険者1人につき2,584円

ウ 納付義務者が条例第18条の2第1項第3号に該当する場合 被保険者1人につき4,134円

公 告

福岡市公告第171号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（以下「特例政令」）

という。)の規定が適用される調達契約等について、随意契約の相手方を決定したので、特例政令第12条及び福岡市契約事務規則の特例を定める規則第9条の規定により次のように公告する。

令和7年6月2日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地	随意契約の相手方を決定した日	随意契約の相手方の氏名又は名称及び所在地	随意契約に係る契約金額	随意契約の理由
収納データ作成等業務委託	福岡市中央区天神一丁目8番1号 会計室会計管理課 財政局税務部納税企画課	令和7年3月28日	福岡市中央区天神二丁目13番1号 株式会社福岡銀行	51,346,322円 (単価契約に基づき算定した見込額)	特例政令第11条第1項第1号該当

福岡市公告第172号

福岡市NPO・ボランティア交流センター条例（以下「条例」という。）第14条第1項本文の規定に基づき、次の公の施設について指定管理者の指定を受けようとする者を公募するので、福岡市NPO・ボランティア交流センター条例施行規則（以下「規則」という。）第15条の規定により次のように公告する。

令和7年6月2日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
福岡市NPO・ボランティア交流センター	福岡市中央区今泉一丁目

2 指定の予定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

3 管理の業務の範囲

- 条例第2条各号に掲げる事業に関する業務
- 条例第5条に規定する利用の許可に関する業務
- 条例第6条第1項に規定する許可の取消しに関する業務
- 条例第7条に規定する利用の制限に関する業務

(5) 当該公の施設の施設、付属設備等の維持及び修繕に関する業務

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

4 管理の基準

(1) 開館時間

規則第2条に定める開館時間

(2) 休館日

規則第3条各号に定める休館日

(3) 管理を通じて取得した個人情報の取扱い

個人情報の保護に関する法律第66条第2項において準用する同条第1項に定めるところによること。

(4) 利用者の利用を制限するときの要件

条例第7条に定める要件によること。

5 指定管理者の候補者の選定に係る審査の方法及び基準

(1) 方法

次号に掲げる基準の適合審査

(2) 基準

ア 市民の正当かつ公平な利用を確保することができるものであること。

イ 当該公の施設の効用を十分に発揮させるとともに、その管理に要する経費の縮減が図られるものであること。

ウ 当該公の施設の管理をするために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。

エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める基準

6 指定管理者の候補者となることができる資格

市内に事務所を有する法人その他の団体（以下「団体」という。）又は複数の団体により構成される共同事業体であって、次のいずれにも該当しないもの

(1) 福岡市契約事務規則第2条第1項及び第2項に規定するもの

(2) 団体又はその代表者が、所得税、法人税、消費税、地方消費税及び本市市税を滞納しているもの

(3) 自らの責めに帰すべき事由により、5年以内に指定管理者の指定の取消しを受けたもの

(4) 団体又はその代表者が、次のいずれかに該当するもの

ア 暴力団員が事業主又は役員に就任していること。

イ 暴力団員が実質的に運営していること。

ウ 暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は使用していること。

エ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら当該暴力団員と商取引に係る契約を締結していること。

オ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与していること。

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していること。

(5) 団体又はその代表者が、指定管理者として行う業務に関連する法規に違反する者として関係機関に認定された日から 2 年を経過しないもの

(6) その他指定管理者の指定を受ける者としてふさわしくないと市長が認めるもの

7 詳細は、募集要項による。

8 募集要項を次のとおり配布する。

(1) 方法

本市ホームページから次号に掲げる期間中に掲載する募集要項等をダウンロードすること。

(2) 期間

令和 7 年 6 月 2 日から同年 7 月 25 日まで

9 指定の申請の受付期間及び指定申請書の提出先

(1) 受付期間

ア 期間

令和 7 年 7 月 9 日から同月 25 日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

イ 時間

午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

(2) 提出先

福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市役所（市民局コミュニティ推進部市民公益活動推進課）

電話 092-711-4283

福岡市公告第173号

福岡市公園条例（以下「条例」という。）第23条の 4 第 1 項本文の規定に基づき、次の公の施設について指定管理者の指定を受けようとする者を公募するので、福岡市公園条例施行規則（以下「規則」という。）第20条の規定により次のように公告する。

令和 7 年 6 月 2 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
西部運動公園	福岡市西区大字飯盛
今津運動公園	福岡市西区今津
桧原運動公園	福岡市南区大字桧原、桧原五丁目、桧原六丁目及び大字柏原

青葉公園	福岡市東区青葉三丁目及び青葉四丁目
西南社の湖畔公園	福岡市城南区七隈六丁目、干隈二丁目及び梅林三丁目
月隈北緑地	福岡市博多区月隈三丁目及び月隈六丁目

2 指定の予定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

3 管理の業務の範囲

(1) 当該公の施設における行為の制限及び利用の制限に関する業務

(2) 当該公の施設の利用の承認に関する業務

(3) 当該公の施設に係る次に掲げる使用料の徴収に関する業務

ア 条例第6条の2に規定する使用料（条例第4条第6項の許可を受けた者に係るものを除く。）

イ 条例第10条に規定する使用料

(4) 当該公の施設に係る使用料（(3)に掲げる使用料に限る。）の減免に関する業務

(5) 公園施設（都市公園法第5条第1項の許可に係るものを除く。）の維持及び修繕に関する業務

(6) 当該公の施設に係る条例第18条に規定する占用料（都市公園法第7条第1項第6号に掲げる仮設工作物に係るもので、規則第19条第1項に規定する許可に係るものに限る。）の徴収に関する業務

(7) (1)から(6)までに掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

4 管理の基準

(1) 公園施設の利用期間及び利用時間

条例第6条の3及び規則第5条に定める利用期間及び利用時間。ただし、提案内容により、利用期間を変更し、又は利用時間を延長することがある。

(2) 使用料の徴収

条例第6条の2、条例第10条及び規則第7条に定める額を徴収すること。

(3) 使用料の納入の手続

収納した使用料について、市長が指定する金融機関（以下「指定金融機関」という。）に、収納日の翌日（同日が休園日又は指定金融機関の休業日である場合は、その翌日以後の最初の休園日でない指定金融機関の営業日）までに納入すること。

(4) 使用料の減免の基準及び手続

条例第21条及び規則第15条に定める基準及び手続によること。

(5) 管理を通じて取得した個人情報の取扱い

個人情報の保護に関する法律第66条第2項において準用する同条第1項に定めるところによること。

(6) 利用者の利用を制限するときの要件

条例第6条に定める要件

(7) 管理に係る対価の支払方法

会計年度ごとに支払うこととし、支払方法については、毎月、前金で支払う。なお、具体的な支払方法等については、指定管理者との協議により別途定める。

5 指定管理者の候補者の選定に係る審査の方法及び基準

(1) 方法

(2)に掲げる基準の適合審査

(2) 基準

ア 市民の正当かつ公平な利用を確保することができるものであること。

イ 当該公の施設の効用を十分に発揮させるとともに、その管理に要する経費の縮減が図られるものであること。

ウ 当該公の施設の管理をするために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。

エ 地域との連携、環境への配慮等に取り組まれていること。

オ アからエまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める基準

6 指定管理者の候補者となることができる資格

市内に事務所を有する法人その他の団体又は当該法人その他の団体を代表とする共同事業体（以下「法人等」という。）であって、次のいずれにも該当しないもの

(1) 福岡市契約事務規則第2条第1項及び第2項に規定するもの

(2) 法人等又はその代表者が、所得税、法人税、消費税、地方消費税及び本市市税を滞納しているもの

(3) 自らの責めに帰すべき事由により、5年以内に指定管理者の指定の取消しを受けたもの

(4) 法人等又はその代表者が、次のいずれかに該当するもの

ア 暴力団員が事業主又は役員に就任していること。

イ 暴力団員が実質的に運営していること。

ウ 暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は使用していること。

エ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら当該暴力団員と商取引に係る契約を締結していること。

オ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与していること。

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していること。

(5) 法人等及びその代表者が、指定管理者として行う業務に関連する法規に違反するものとして関係機関に認定された日から2年を経過しないもの

(6) その他指定管理者として社会通念上ふさわしくないもの

7 詳細は、募集要項による。

8 募集要項を次のとおり配布する。

(1) 方法

本市ホームページから(2)に掲げる期間中に掲載する所定の応募申請書等をダウンロードすること。

(2) 期間

令和7年6月2日から同年7月17日まで

9 指定の申請の受付期間及び指定申請書の提出先

(1) 受付期間

ア 期間

令和7年6月2日から同年7月31日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

イ 時間

午前10時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 提出先

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所（住宅都市みどり局みどり推進部みどり運営課）

電話 092-711-4407

福岡市公告第174号

福岡市雁の巣レクリエーションセンター条例（以下「条例」という。）第19条第1項本文の規定に基づき、次の公の施設について指定管理者の指定を受けようとする者を公募するので、福岡市雁の巣レクリエーションセンター条例施行規則（以下「規則」という。）第13条の規定により次のように公告する。

令和7年6月2日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
福岡市雁の巣レクリエーションセンター	福岡市東区大字奈多

2 指定の予定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

3 管理の業務の範囲

(1) 当該公の施設における行為の制限及び利用の制限に関する業務

(2) 当該公の施設の利用の承認に関する業務

(3) 当該公の施設に係る次に掲げる使用料の徴収に関する業務

ア 条例第3条第6項に規定する使用料（条例第3条第4項の許可を受けた者に係るものを除く。）

イ 条例第6条第2項及び第3項に規定する使用料

- (4) 当該公の施設に係る使用料（(3)に掲げる使用料に限る。）の減免に関する業務
- (5) 当該公の施設（条例第7条第2項の許可に係るものを除く。）の維持及び修繕に関する業務
- (6) 当該公の施設に係る条例第12条に規定する占用料（条例第18条第2項第3号に掲げる仮設工作物に係るもので、規則第12条第1項に規定する許可に係るものに限る。）の徴収に関する業務
- (7) (1)から(6)までに掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

4 管理の基準

- (1) 当該公の施設の利用期間及び利用時間

条例第5条及び規則第3条に定める利用期間及び利用時間。ただし、提案内容により、利用期間を変更し、又は利用時間を延長することがある。

- (2) 使用料の徴収

条例第3条第6項、条例第6条第2項、第3項及び規則第4条の2に定める額を徴収すること。

- (3) 使用料の納入の手續

収納した使用料について、市長が指定する金融機関（以下「指定金融機関」という。）に、収納日の翌日（同日が休園日又は指定金融機関の休業日である場合は、その翌日以後の最初の休園日でない指定金融機関の営業日）までに納入すること。

- (4) 使用料の減免の基準及び手續

条例第15条及び規則第11条に定める基準及び手續によること。

- (5) 管理を通じて取得した個人情報の取扱い

個人情報の保護に関する法律第66条第2項において準用する同条第1項に定めるところによること。

- (6) 管理に係る対価の支払方法

会計年度ごとに支払うこととし、支払方法については、毎月、前金で支払う。なお、具体的な支払方法等については、指定管理者との協議により別途定める。

5 指定管理者の候補者の選定に係る審査の方法及び基準

- (1) 方法

(2)に掲げる基準の適合審査

- (2) 基準

ア 市民の正当かつ公平な利用を確保することができるものであること。

イ 当該公の施設の効用を十分に発揮させるとともに、その管理に要する経費の縮減が図られるものであること。

ウ 当該公の施設の管理をするために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。

エ 地域との連携、環境への配慮等に取り組まれていること。

オ アからエまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める基準

6 指定管理者の候補者となることができる資格

市内に事務所を有する法人その他の団体又は当該法人その他の団体を代表とする共同事業体（以下「法人等」という。）であつて、次のいずれにも該当しないもの

(1) 福岡市契約事務規則第2条第1項及び第2項に規定するもの

(2) 法人等又はその代表者が、所得税、法人税、消費税、地方消費税及び本市市税を滞納しているもの

(3) 自らの責めに帰すべき事由により、5年以内に指定管理者の指定の取消しを受けたもの

(4) 法人等又はその代表者が、次のいずれかに該当するもの

ア 暴力団員が事業主又は役員に就任していること。

イ 暴力団員が実質的に運営していること。

ウ 暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は使用していること。

エ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら当該暴力団員と商取引に係る契約を締結していること。

オ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与していること。

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していること。

(5) 法人等及びその代表者が、指定管理者として行う業務に関連する法規に違反するものとして関係機関に認定された日から2年を経過しないもの

(6) その他指定管理者として社会通念上ふさわしくないもの

7 詳細は、募集要項による。

8 募集要項を次のとおり配布する。

(1) 方法

本市ホームページから(2)に掲げる期間中に掲載する所定の応募申請書等をダウンロードすること。

(2) 期間

令和7年6月2日から同年7月17日まで

9 指定の申請の受付期間及び指定申請書の提出先

(1) 受付期間

ア 期間

令和7年6月2日から同年7月31日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

イ 時間

午前10時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 提出先

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所（住宅都市みどり局みどり推進部みどり運営課）

電話 092-711-4407

福岡市公告第175号

福岡市立地区体育施設条例（以下「条例」という。）第17条第1項本文の規定に基づき、次の公の施設について各区分ごとにそれぞれ指定管理者の指定を受けようとする者を公募するので、福岡市立地区体育施設条例施行規則（以下「規則」という。）第22条の規定により次のように公告する。

令和 7 年 6 月 2 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

区分	名 称	所 在 地
1	福岡市立東市民プール	福岡市東区名島二丁目
	福岡市立中央市民プール	福岡市中央区西公園
2	福岡市立博多市民プール	福岡市博多区東那珂一丁目
	福岡市立南市民プール	福岡市南区三宅三丁目
3	福岡市立城南市民プール	福岡市城南区片江一丁目
	福岡市立早良市民プール	福岡市早良区曙一丁目

2 指定の予定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和13年 3 月31日まで

3 管理の業務の範囲

- (1) 条例第13条各号に掲げる事業に関する業務
- (2) 当該公の施設の利用の許可に関する業務
- (3) 当該公の施設の利用の制限及び入館の制限に関する業務
- (4) 当該公の施設の使用料の徴収に関する業務
- (5) 当該公の施設の使用料の減免に関する業務
- (6) 当該公の施設の施設及び付属設備の維持及び修繕に関する業務
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

4 管理の基準

(1) 開館時間

規則第 2 条に定める時間。ただし、提案内容により、開館時間を延長することがある。

(2) 休館日

規則第3条に定める休館日。ただし、提案内容により、休館日を変更することがある。

(3) 使用料の徴収

条例第14条第1項及び第15条の2第5項に定める額を徴収すること。

(4) 使用料の納入の手續

収納した使用料について、市長が指定する金融機関（以下「指定金融機関」という。）に、収納日の翌日（同日が休館日又は指定金融機関の休業日である場合は、その翌日以後の最初の休館日でない指定金融機関の営業日）までに納入すること。

(5) 使用料の減免の基準及び手續

条例第15条において準用する条例第8条並びに規則第17条及び第18条に定める基準及び手續によること。

(6) 管理を通じて取得した個人情報の取扱い

個人情報の保護に関する法律第66条第2項において準用する同条第1項に定めるところによること。

(7) 利用者の利用を制限するときの要件

条例第15条において準用する条例第4条及び第5条に定める要件によること。

(8) 管理に係る対価の支払方法

会計年度ごとに支払うこととし、支払時期及び支払方法については指定管理者との協議により別途定める。

5 指定管理者の候補者の選定に係る審査の方法及び基準

(1) 方法

次号に掲げる基準の適合審査

(2) 基準

ア 市民の正当かつ公平な利用を確保することができるものであること。

イ 当該公の施設の効用を十分に発揮させるとともに、その管理に要する経費の縮減が図られるものであること。

ウ 当該公の施設の管理をするために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。

エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める基準

6 指定管理者の候補者となることができる資格

市内に事業所を有する法人その他の団体（以下「団体」という。）又は団体により構成される共同事業体であって、次のいずれにも該当しないもの

(1) 福岡市契約事務規則第2条第1項及び第2項に規定するもの

(2) 団体又はその代表者が、所得税、法人税、消費税、地方消費税及び本市市税を滞納しているもの

(3) 指定管理者を選定する委員会の委員が経営又は運営に直接関与しているもの

-
- (4) 団体又はその代表者が、次のいずれかに該当するもの
- ア 暴力団員が事業主又は役員に就任していること。
 - イ 暴力団員が実質的に運営していること。
 - ウ 暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は使用していること。
 - エ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら当該暴力団員と商取引に係る契約を締結していること。
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与していること。
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していること。
- (5) 団体又はその代表者が、指定管理者として行う業務に関連する法規に違反する者として関係機関に認定された日から2年を経過しないもの
- (6) その他指定管理者として社会通念上ふさわしくないもの
- 7 詳細は、募集要項による。
- 8 募集要項は次のとおり交付する。
- (1) 方法
本市ホームページから次号に掲げる期間中に掲載する募集要項等をダウンロードすること。
 - (2) 期間
令和7年6月2日から同年8月8日まで
- 9 指定の申請の受付期間及び指定申請書の提出先
- (1) 受付期間
 - ア 期間
令和7年6月2日から同年8月8日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）
 - イ 時間
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
 - (2) 提出先
福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市役所（市民局スポーツ推進部スポーツ施設課）
電話 092-711-4099

交 通 局

福岡市交通局公告第16号

地方自治法第234条第1項の規定に基づき、一般競争入札により調達契約を締結するので、地方自治法施行令第167条の6及び福岡市交通局契約事務規程第5条の規定により次のように公告する。

令和7年6月2日

福岡市交通事業管理者 小野田 勝 則

1 電子入札に付する事項

業 種	件 名	備 考
建築C	中洲川端駅内外装改修工事（その3）	
電気A	七隈線ずい道照明改良工事（橋本駅～福大前駅間）	
	七隈線ずい道照明改良工事（福大前駅～六本松駅間）	
	七隈線ずい道照明改良工事（六本松駅～天神南駅間）	
	福岡空港駅冷凍機更新電気工事	
	千代県庁口駅外2箇所機器室等照明設備改良工事	
電気B	博多駅筑紫口業務用空調設備更新電気工事	
管A	博多駅筑紫口業務用空調設備更新工事	
電気通信	七隈線エスカレータカメラ設置工事	
	空港・箱崎線エスカレータカメラ設置工事	

2 詳細は、入札説明書による。

3 入札説明書を次のとおり配布する。

(1) 方法

入札情報サービスシステムにより配布する。

URL https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku-info/keiyaku_hp/contract_index.html

(2) 期間

この公告の日から令和7年6月9日まで（日曜日及び土曜日を除く。）

(3) 時間

午前6時から午後10時まで

福岡市交通局公告第17号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（以下「特例政令」という。）の規定が適用される調達契約等について、随意契約の相手方を決定したので、特例政令第12条及び福岡市交通局契約事務規程の特例を定める規程第9条の規定により次のように公告する。

令和7年6月2日

福岡市交通事業管理者 小野田 勝 則

随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地	随意契約の相手方を決定した日	随意契約の相手方の氏名又は名称及び所在地	随意契約に係る契約金額	随意契約の理由
駅務情報装置取替業務委託	福岡市中央区大名二丁目5番31号	令和7年4月15日	広島市中区八丁堀3番33号株式会社日立ソリューションズ西日本	円 59,840,000	特例政令第11条第1項第2号該当
次世代鉄道出改札業務用ICカード(10K)標準カード	交通局総務部総務課	令和7年5月2日	東京都渋谷区代々木二丁目1番1号JR東日本メカトロニクス株式会社	52,536,000	特例政令第11条第1項第1号該当